

税理士の使命(税理士法第1条)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることであり、この使命を自らの行動規範として誠実に税理士業務を遂行していくことが、税理士の社会的責務を全うすることになり、税理士制度の存在意義を維持するために必要不可欠であります。

今日、租税法規は複雑化の一途を辿り、また税理士の職能を活かした社会貢献の要請も拡大し続け、税理士を取り巻く環境は大きく変貌しています。

例えば、マネー・ローンダリング等対策のための確認・届出事務等、税務以外の行政機関から要請される事務がますます増加し、また、事業承継に関するサポート業務等、中小企業に対する総合的な経営支援の担い手としての役割も期待されています。

税理士は、その業務の量的・質的拡大という社会的役割を高めつつ、税理士業務の周辺領域に関する業務についても依頼者の信頼に適切に応えなければならず、それに伴うリスクも当然に増大する傾向にあります。

このような背景のもと、税理士に対する過失による専門家責任を求める声は年々大きくなり、しかも判決で認定された賠償金額も増加傾向にあることに鑑みれば、税理士は、業務を遂行するに当たって、専門家として適正な注意を払うことや日頃から税務の専門家として知識、経験、能力の向上を図ることは当然のことですが、依頼者からの深い信頼を得るとともに、専門家責任を履行するためには、依頼者に対する有用な情報を適時提供することや高付加価値の業務を提供することが必須の要件となります。

このため、業務対策部では、小冊子『税理士の専門家責任を実現するための100の提案』を平成21年3月に発刊し、会員への専門家責任に対する注意を喚起したところですが、令和4年3月の税理士法改正や、税理士の業務のICT化が積極的に推進され、紙ベースではなくデジタルを活用することが標準的な事務処理の方法とされるに至った業務環境の変化、中小企業支援等の税理士に求められる社会的役割の拡大等、新たに会員が注意すべき事項を反映し、引き続き税理士の専門家責任を十分に果たしつつ、依頼者に提供すべき税理士の業務水準の向上を図ることを目的に、内容の改訂を行いました。

本稿が、税理士の業務水準の向上と税理士の社会的地位の向上はもとより、依頼者との深い信頼関係を構築する一助となることを確信しています。

最後に、改訂作業に当たられた末吉業務対策部長をはじめ委員の方々に、厚く感謝の意を表する次第です。

令和5年6月

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

平成から令和に時代が変化する中、税理士をめぐる業務の範囲も拡大し続け、本来業務である税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）以外にも多くの役割が求められ、税理士に対する公益的・社会的要請が広がり続けています。また、そのような広がり続ける業務に係る専門家責任についても、本来業務である税理士業務に係る責任と同等の水準のものが求められる状況にあり、これらの情勢の変化に適切に対応することが強く求められています。

また、近年の ICT の進展により、税理士（税理士法人）やその使用人等が執行する業務は、デジタル技術を利用することが標準的となり、従来の紙ベースによる事務処理は例外的な位置づけとなってきています。

業務対策部では、このような新時代の税理士（税理士法人）の業務水準の向上を図るための方策について、税理士の専門家責任をキーワードに、検討を重ねて参りました。

この検討作業を歴史的に見れば、平成 21 年 3 月に、その最初の成果である「税理士の専門家責任を実現するための 100 の提案」（小冊子）が初版としてとりまとめられた後、数次の改訂を経て、この度、最終改訂以降に新たに現出した税理士の業務に関連する諸制度について加筆し、令和 4 年 3 月の税理士法改正の内容を反映させ、なかでも新しい税理士法第 2 条の 3 の趣旨目的を意識した見直し作業を行い、当該小冊子の最新の改訂版として公表する運びとなりました。

本小冊子の構成は、第 1 章で本小冊子の作成目的（税理士の業務水準の向上を図る意義）、第 2 章が本文で、税理士業務を執行する上で重要な税理士法の基本部分の理解、税理士制度を尊重する観点から制度化された書面添付制度、より具体的には税理士損害賠償事例の紹介、税理士法上の守秘義務をはじめとする各種の情報保護規定、マネー・ローンダリング等対策について、税理士の業務の ICT 化推進の視点から、主として税理士事務所の運営経験に乏しい会員を対象に、今後の業務水準のますますの向上を期待して編集いたしました。

また、本文各項目に対応する業務関連の参考資料を、日本税理士会連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載しております。

本小冊子等が会員各位の業務水準の一層の向上に役立ち、依頼者との信頼関係の増進に寄与することとなれば幸いです。

令和 5 年 6 月

日本税理士会連合会
業務対策部長 末吉 幹久

目次

はじめに	6
1 税理士法	8
1. 税理士の使命	9
2. 税理士の業務	10
3. 税理士法における遵守事項・留意点	12
4. 税務代理権限証書は必ず添付しよう	14
5. 業務処理簿は必ず作成しよう	16
6. 税理士も罰せられる	17
7. ニセ税理士・名義貸し行為に要注意！	19
8. 使用人の守秘義務違反やニセ税理士行為に要注意！	20
9. 税理士法人の設立	22
10. 税理士法人の業務執行	23
11. 税理士法人の社員の無限連帯責任のリスク対策	24
12. 所属税理士が行う直接受任業務	25
2 事務所管理	27
13. 契約書を作っていますか	28
14. 依頼者の本人確認を確実に実施しよう	30
15. 事務所の報酬規定はありますか	31
16. 使用人等の業務記録を残していますか	32
17. ICT 技術の進展における文書管理	33
18. パソコン及び USB メモリー等周辺機材の管理は大丈夫ですか	35
19. 職員の監督や情報の管理は大丈夫ですか	37
20. 社会保障・税番号制度（番号制度）への留意点	39
21. 研修受講は会員の義務	41
22. 職員の研修はしていますか	42
23. 事務所が災害にあったら	43
24. 業務広告の注意点	44
25. 電子申告	45
26. 電子申告における利用者識別番号等の管理は厳重に	46
27. 電子申告の記録を残そう	47
3 書面添付制度	48
28. 書面添付制度の沿革	49
29. 書面添付制度の概要	51
30. 書面添付実施上の留意点	52
31. 書面添付と意見聴取	53
32. 添付書面作成に当たっての注意点	55
33. 書面添付制度を使って業務水準の向上を図ろう	56
4 顧客管理	57
34. 「全部先生にお任せしています」は注意信号	58
35. クレームの対応	59

36.	お客様の秘密を守る（守秘義務）	60
37.	税務解釈・判断を迫られたとき	61
38.	不正な処理を把握したら（助言業務）	62
39.	粉飾決算に加担しない	63
40.	更正（決定）処分を受けた場合	64
41.	修正申告の勧奨に応ずる前に十分な検討を	65
42.	紛議の予防	66
5	税理士の専門家責任と損害賠償	67
43.	税理士の専門家責任と損害賠償	68
44.	税理士事務所の個人情報保護	70
45.	損害賠償に注意	71
46.	税理士職業賠償責任保険に加入しよう	72
47.	免責事項	73
48.	判例・事故例に学ぶ（高度注意義務）	74
49.	判例・事故例に学ぶ（忠実義務）	75
50.	判例・事故例に学ぶ（指導・助言・説明・情報提供義務）	76
51.	判例・事故例に学ぶ（業務補助者に対する指導・監督義務）	77
6	法人税・所得税・消費税	78
52.	法人設立から開業までのスケジュールを立てよう	79
53.	法人設立登記の留意事項	80
54.	決算に向けて①～記帳指導と月次指導の向上	81
55.	決算に向けて②～納税予測と事前協議	82
56.	決算報告（次年度経営計画策定）	83
57.	会社法における税理士の業務	84
58.	中小企業の会計に関する指針	85
59.	中小企業の会計に関する基本要領	86
60.	「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用しよう	87
61.	新規関与にあたり会社の規約内容等をチェックしよう	88
62.	法人税・所得税・消費税の届出や申請関係事務の管理はできていますか	89
63.	新規設立法人の届出書類	91
64.	生命保険契約の管理台帳は完備していますか	92
65.	消費税の選択適用は適正か	93
66.	新規設立法人の消費税選択適用の計画を立てよう	94
67.	「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出失念に要注意	95
68.	新規設立法人の簡易課税適用について	96
69.	課税期間短縮の特例を活用しよう	97
70.	適格請求書発行事業者の登録申請を適切に行おう	98
7	資産税	99
71.	着手金・報酬の提案をしよう	100
72.	依頼者に事前説明をしていますか	101

73. 現物は見たか、現場が基本	102
74. 確認書をもらおう	103
75. 特例選択の説明を万全に	104
76. 事前説明・事後説明	105
77. 必要書類のチェックリストの活用	106
78. 閲覧一回・事故回避	107
79. 相続の開始があったことを知った日とは	108
80. 相続税の納税相談はお早めに	109
81. 物納不適格財産に注意しよう	110
82. 特別代理人～相続人に未成年者がいる場合には	111
83. 重要書類の管理はしっかり	112
84. 業務の途中経過報告をしよう	113
85. 税制改正に注意を（事業承継税制・相続時精算課税制度）	114
86. 未分割申告は提出書類に気を付けよう	115
87. 遺留分の侵害があるかどうかの確認を	116
88. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書	117
8 その他税理士に期待されること	118
89. 税務以外に期待されること	119
90. 他業種との業際問題に注意を払おう	121
91. 会計参与の勧め	122
92. 会計参与の責任（付. 賠償責任保険）	124
93. 補佐人業務	126
94. 成年後見人になろう（付. 賠償責任保険）	127
95. 外部監査人になろう	128
96. 登録政治資金監査人になろう	129
97. NPO 法人の税務・会計アドバイザーになろう	130
98. 特定調整制度	132
99. 現物出資等における財産価額証明業務	133
100. 犯罪収益移転防止法（マネー・ローンダリング等）	134
101. 裁判外紛争解決手続（ADR）	135
102. 個人情報保護法等	136
103. 経営革新等支援機関になろう	138
104. 租税教育等	139

はじめに

本小冊子の作成目的（業務水準の向上を図る意義）

税理士法第1条には「税理士の使命」の規定が置かれ、税理士及び税理士法人が税理士業務やその付随業務等を執行する上での行動規範として、日々の業務に反映させるべき基本原則が定められています。

税理士法第1条の条文は改めて見ていただきたいと思います。納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るための方法として「独立した公正な立場」であることと、「申告納税制度の理念」に沿うことが重要な要素となることが示されています。

税理士業務等を遂行する上での、税理士の独立性がなぜ求められるのか、それは公正であるためには独立していないといけないという、独立性が公正であるための必要条件であるということと考えられます。公正であるためには、租税に関する基本部分についての深い見識や、新しい情報の不断のアップデートといった学識的側面は当然に必要な第一の条件ですが、その上で、税理士の業務環境における特徴的な公正要素として、国・租税行政庁の側からも、国民・納税義務者の側からも、独立した立場であるべきことが1条において特に強調されているものと考えられます。このような立場に立つ職業専門家は無責任な姿勢ではあり得ず、独立した公正な立場には職業専門家としての専門家責任がコインの裏表のように存することになります。

もう一つの要素である「申告納税制度の理念」が税理士の業務に反映されるべき点とはどのようなことでしょうか。

申告納税制度とは租税債務の確定手続における民主主義の価値観を反映した制度と説明されますが、その核心は自らの義務は自らが決め、履行するという、自己賦課の価値観に求められると考えられます。

税理士の業務を執行する上での税理士の使命を果たすための方法も、法令や会則規則上の懲戒という拘束力を持たせる方法がありますが、事務所内部の自治的規律については、外からの拘束力によるのではなく、まずは自覚と自己統制に基づくものであるべきであり、税理士法第1条に「申告納税制度の理念にそって」と規定されたことは、そのような行動規範を予定したものとも言えるのではないのでしょうか。

このように、自立し自律された業務への取り組みにより、専門家責任は果たされ、国・租税行政庁や、国民・納税義務者からの税理士制度への信頼と評価につながっていくものと考えられるのであります。

税理士がその社会的役割を高め、複雑多様化した業務を増加させればさせるほど、税理士を取り巻くリスクも増大していきます。

税理士の債務不履行に伴う損害賠償に係る税理士職業賠償責任保険の事故例は、毎年、多数発生し、この他にも、自己負担で損害賠償金を支払っている事故例があるものと推測される状況にあり、訴訟社会は税理士が業務を行う上において一般的な環境として対応しなければなりません。

また、プロである税理士に対し、その依頼者である国民の権利利益や、消費者保護の観点を重視する司法の考え方があり、このような状況下において、税理士はその専門家責任の内容を過不足なく理解し、日々の業務を自覚をもって遂行することが必要となるでしょう。

本書においては、税理士の専門家責任をキーワードに、税理士の業務水準の向上を図ることを目的として、様々な資料を紹介しておりますので、日本税理士会連合会ホームページ（会員専用ページ）から参考資料を活用され、より充実した税理士の業務のためのヒントとされることを期待します。